

# 令和8年度脱炭素経営支援事業業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度脱炭素経営支援事業業務委託

## 2 概要と目的

三重県では、令和元年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガス排出実質ゼロをめざす脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を行っており、その達成に向けては、県内企業等の主体的かつ継続的な脱炭素経営の取組を促進していくことが重要である。

本業務は、県内中小企業等を対象に、脱炭素経営を「知る」「測る」「減らす」の3ステップで構成するカフェテリア方式により支援を実施するものである。具体的には、脱炭素経営の啓発・相談、CO<sub>2</sub>排出量の見える化トライアルの実施、削減取組実行支援カリキュラム（スクール形式）の提供等を行う。

これらの支援を通じて、県内中小企業等における脱炭素経営の着手から削減取組の実行までを段階的に後押しし、県域の温室効果ガス排出削減を図ることを目的とする。

## 3 履行期間

契約日から令和9年3月25日（木）まで

## 4 業務内容

本業務は、県内中小企業等に対し、脱炭素経営を段階的かつ実践的に推進するため、「知る」「測る」「減らす」の3ステップで構成するカフェテリア方式により支援を実施するものである。

本業務の実施にあたっては、次の事項を基本方針とする。

- ① 企業の現状に応じた段階的支援を行うこと。
- ② 排出量データの可視化及び分析を通じて、実効性のある削減計画の策定につなげる  
こと。
- ③ 削減目標の設定にとどまらず、実行段階までを見据えた支援とすること。

### (1) STEP1「知る」支援

県内中小企業等に対し、脱炭素経営の必要性や具体的取組内容に関する理解を促進するとともに、排出量の見える化や削減取組への着手につなげることを目的として、次の

業務を実施すること。

ア 啓発セミナーの実施

(a) 開催方法

会場・オンラインの併用開催

(b) 開催回数

1回以上

(c) 目標参加者数

100名程度

(d) 参加費

無料

(e) 内容

次の内容を基本とし、排出量取引制度やカーボン・クレジット（J-クレジット制度）、最新の国の補助事業など、昨今の脱炭素に関する情勢を踏まえた内容とすること。

- ① 脱炭素経営の必要性及び国内の動向
- ② サプライチェーンにおける排出削減要請の現状
- ③ GHG排出量算定（Scope 1 及び Scope 2）の基礎及び見える化の意義
- ④ Scope 3 の算定の意義と取り組みやすいカテゴリ（特にカテゴリ 5（事業から出る廃棄物））
- ⑤ 県内企業の取組事例（令和 3 年度から令和 7 年度までに県が実施した脱炭素経営支援事業の支援先企業など）
- ⑥ 本事業（STEP 2 及び STEP 3）の概要及び参加方法

<参考>

Scope 1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）

Scope 2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope 3：Scope 1、Scope 2 以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

(f) 運営

受託者は、会場選定（原則津市内）、講師との調整、資料作成、参加者の募集・受付、問い合わせ対応、当日の会場設営及び司会進行等、セミナー実施に係る一連の業務を行うものとする。講師への謝金及び旅費等、必要な経費はすべて委託金額に含むものとする。

## イ 相談窓口の設置

受託者は、脱炭素経営に関する相談窓口を設置し、電話、電子メール等により対応するものとする。

### (a) 対応期間

4 か月（令和 8 年 8 月頃から令和 8 年 12 月頃まで）以上

### (b) 対応時間

平日 10 時から 17 時までを基本とする。

### (c) 想定対応件数

50 件程度

### (d) 記録管理

相談内容、対応状況を記録し、県の求めに応じて報告できるよう整理すること。

## ウ パンフレットの作成及び広報

県内中小企業等が脱炭素経営に取り組む際に活用できる支援制度を分かりやすく整理したパンフレットを作成すること。

### (a) 内容

- ① 脱炭素経営の基礎知識
  - ② GHG 排出量算定（Scope 1 及び Scope 2）の基礎及び見える化の意義
  - ③ Scope 3 の算定の意義と取り組みやすいカテゴリ（特にカテゴリ 5（事業から出る廃棄物））
  - ④ 本事業の概要（STEP 1～STEP 3）
  - ⑤ 国や県等の補助金・支援制度
- 上記の他、県と協議のうえ決定することとする。

### (b) 仕様

両面カラー二つ折りパンフレット（A 4 判、4 頁）

発行部数 1,000 部

### (c) 配布

県が指定する配布先（県庁、県内 29 市町の市役所及び町役場を予定。）に送付すること。配布先や配布部数は、県と協議のうえ決定することとする。

また、パンフレットの電子データを作成のうえ、県内事業者に向けて広く周知すること。

### (d) 留意事項

パンフレットの作成及び広報に際して必要な費用はすべて委託金額に含むもの

とする。

エ STEP 2・STEP 3への移行促進

受託者は、(1) STEP 1の参加企業に対し、(2) STEP 2又は(3) STEP 3へ移行するよう、参加勧奨及びフォローを行うこと。

(2) STEP 2「測る」支援(CO<sub>2</sub>排出量の見える化トライアル)

県内中小企業等が自社の温室効果ガス排出量を把握し、削減取組の出発点となる基礎データを整備できるよう、CO<sub>2</sub>排出量の見える化支援を実施すること。

本支援は、排出量の算定にとどまらず、排出構造の分析及び削減可能性の把握までを目的とする。

ア CO<sub>2</sub>排出量管理システムの利用提供 (Scope 1, 2)

受託者は、企業担当者向けに、排出量管理システムを活用し、電気使用量などのデータを入力することで、自社の排出量を把握できるように支援すること。

(a) 支援企業数

20社以上

支援可能企業数を提案すること。

(b) システム要件

受託者は、クラウド型のCO<sub>2</sub>排出量管理システムを提供し、参加企業が自社の排出量を算定できる環境を整備すること。

当該システムは、次の機能を有するものとする。

- ① 電気使用量、燃料使用量等の入力機能
- ② 排出係数を用いた自動算定機能
- ③ Scope 1及びScope 2の算定機能
- ④ グラフ表示及びレポート出力機能

(c) 利用期間

令和8年10月1日から令和9年3月15日まで

ただし、令和9年3月16日以降のシステム利用期間の延長を妨げない。

(d) 支援企業のシステム利用料

無料

(e) 支援企業数や利用するCO<sub>2</sub>排出量管理システム等については、県と受託者が協議のうえ決定するものとする。

イ コンサルティングを活用した算定支援 (Scope 1, 2)

受託者は、担当者の確保が難しい事業者向けに、コンサルティングを活用し、自社の排出量を把握できるように支援すること。

(a) 支援企業数

5社以上

支援可能企業数を提案すること。

なお、ア CO<sub>2</sub>排出量管理システムの利用との重複は認めないものとする。

(b) 算定対象

Scope 1 及び Scope 2 の算定

(c) 支援内容

- ① 必要データの整理支援
- ② 排出量の算定代行又は共同算定
- ③ 排出構造の簡易分析
- ④ 削減可能性の助言

(d) 利用期間

令和8年10月1日から令和9年3月15日まで

ただし、令和9年3月16日以降のコンサルティング利用期間の延長を妨げない。

(e) 支援企業のコンサルティング利用料

無料

(f) 支援企業数や利用するコンサルティング等については、県と受託者が協議のうえ決定するものとする。

ウ Scope 3 の算定

カテゴリ 5 (事業から出る廃棄物) の算定を行うこと。

なお、CO<sub>2</sub>排出量管理システムの利用は問わない。

エ STEP 3 への移行支援

受託者は、(2) STEP 2 の参加企業のうち取組意欲のある企業に対し、(3) STEP 3 へ移行するよう、参加勧奨及びフォローを行うこと。

オ 排出量データ等の情報管理

排出量データ等は企業の機微情報を含むため、厳重に管理すること。

データの取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に準じる

こと。

### (3) STEP3「減らす」支援

本支援は、削減目標の設定にとどまらず、実行可能な取組内容の具体化及び金融インセンティブの活用までを視野に入れ、県内中小企業等の脱炭素経営の実装を後押しすることを目的とする。

#### ア 削減取組実行支援カリキュラム（脱炭素経営スクール）

削減取組を実行しようとする県内中小企業等に対して、スクール形式の実行支援カリキュラムを通じて、SBT、創エネ、省エネ、カーボン・クレジットなど様々な取組毎に専門家のアドバイスを通じた実行支援を行うこと。

##### (a) 目標参加者数

80名程度（各講座の累計、各回20名程度）

##### (b) 実施方法

原則として対面形式とする。2日間で午前・午後の4回の講座形式とする。

なお、講座内容に応じて、一般企業等の参加も可能なオープンスクール形式を取り入れることができるものとする。

##### (c) 内容

次の内容を基本とし、実践的かつ実行重視の構成とすること。

- ① 削減目標の設定（中長期目標及び短期行動計画の策定、中小企業版SBT認定の取得方法等を含むこと。）
- ② 省エネの取組（エネルギー消費の分析方法、設備更新、燃料転換、電動車化等の具体的手法等を含むこと。）
- ③ 創エネの取組（太陽光発電の導入方法（自己設置、PPA、リース）や廃棄処理等を含むこと。）
- ④ カーボン・クレジットの創出・活用・マッチング
- ⑤ 国や県等の補助金・支援制度、サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）の活用

##### (d) 運営

受託者は、会場選定（原則津市内）、講師との調整、資料作成、参加者の募集・受付、問い合わせ対応、当日の会場設営及び司会進行等、カリキュラム実施に係る一連の業務を行うものとする。講師への謝金及び旅費等、必要な経費はすべて委託金額に含むものとする。

#### (4) サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）活用促進支援

県が県内金融機関との連携体制を構築した後、受託者は、(2) STEP 2 及び (3) STEP 3 の参加企業のうち取組意欲のある企業に対し、当該金融機関と連携し、SLL 制度の活用推奨及びフォローを行うこと。

### 5 成果品の提出

(1) 本委託業務を完了したときは、成果品を提出し、委託者の検査を受けること。

(2) 成果品の内容と提出部数

ア 業務完了報告書 紙媒体 1 部及び電子媒体（DVD-R 等） 1 部

イ 4 (1) ウで作成したパンフレット 電子媒体（DVD-R 等） 1 部

ウ 内容

本業務に関する報告書には、次の項目を必ず含めること。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務にかかる経費の内訳
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

(3) その他

成果品は履行期限までに納めることとするが、委託者から履行期間中に必要な資料の提出を求めることがある。電子データについては、PDF 及び PDF 以外の加工可能な電子データについても提出すること。

### 6 その他

(1) 会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「会議運営」の判断の基準を満たすこととする。

〈基本方針 URL〉 <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

(2) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等

の遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

- (3) 受託者が(2)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係からの暴力団等排除条例第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (4) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (6) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。そのほか、県のホームページに掲載等のため、二次利用について承諾するものとする。
- (7) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

## 別記

### 「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

#### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

#### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

#### (作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

- 二 再委託先
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
- 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
- 七 再委託先の監督方法
- 八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- 一 再委託先
- 二 再委託する業務の内容
- 三 再委託の期間
- 四 再委託先の責任体制等
- 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- 六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をするこ

とができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。